

○国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科副研究部長に関する規程

〔平成18年4月1日
規則第 37号〕

改正 平成20. 3. 1 19規則96 平成29. 3.16 28規則51
令和 6. 2.15 5 規則48

(設置)

第1条 国立大学法人埼玉大学大学院学則（平成16年4月1日規則第2号）第6条の6の規定に基づき、理工学研究科研究部に副研究部長1人を置く。

(職務)

第2条 副研究部長は、研究部長の職務を補佐し、研究部の運営を円滑に遂行する。

(選考)

第3条 副研究部長は、理工学研究科の教育・研究担当を命ぜられた教授の中から研究部長が推薦した候補者につき、教授会の議を経て、研究科長が選考し、学長が任命する。

(任期)

第4条 副研究部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、副研究部長に欠員が生じた場合の補欠の副研究部長の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 3. 1 19規則96）

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成29. 3.16 28規則51）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和 6. 2.15 5 規則48）

この規程は、令和 6年4月1日から施行する。